

国の補助金情報!

平成 28 年度第 2 次補正予算

小規模事業者持続化補助金 < 一般型 >

小規模事業者が、商工会議所の助言等を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って販路開拓に取り組む費用に対し補助金が交付されます。また、従業員の賃金引き上げ・雇用対策・買い物弱者対策・海外展開への取り組みや複数の小規模事業者が連携した共同事業に取り組む場合は、補助上限額が引き上がります。

【補助率】 2 / 3

【補助対象経費】

①販路開拓事業か、事業効率化（生産性の向上）の取り組み 補助上限額 50万円

※事業効率化とは ○サービス提供等プロセスの改善 ○IT利活用

②下記4項目の場合 補助上限額 100万円

○従業員の賃金を引き上げ ○雇用の増加 ○買い物弱者対策 ○海外展開の取り組み

③複数の小規模事業者が連携して取り組む共同事業 補助上限額 500万円

※補助上限額が「1事業所あたりの補助上限」×連携小規模事業者数の金額

【補助対象者】

小規模事業者	○卸売・小売業	5人以下	（常時使用する従業員数）
	○サービス業（宿泊業・娯楽業以外）	5人以下	”
	○サービス業のうち、宿泊業・娯楽業	20人以下	”
	○製造業その他	20人以下	”

【受付締切】

平成 29 年 1 月 27 日（金）（締切日当日消印有効）

【採択結果公表】

平成 29 年 3 月中旬頃予定

【補助事業実施期間】

交付決定通知書受領後から平成 29 年 12 月 31 日（日）まで

※補助金の申請には、事前の準備が必要です。ご検討される事業所様は、お早めにご相談下さい。

お問い合わせ

小山商工会議所経営相談課 TEL 0285-22-0253

平成28年度補正「革新的ものづくり・商業・サービス開発支援補助金」

国際的な経済社会情勢の変化に対応し、足腰の強い経済を構築するため、経営力向上の資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行う中小企業・小規模事業者の設備等の一部を支援します。【受付締切】平成29年1月17日(火)

事業種類	補助対象経費及び補助率	新規要件	
第四次産業革命型	標準 (補助上限額:3,000万円)		
	・補助率 2/3以内 ・設備投資が必要 (単価50万円(税抜き)以上の設備投資) ・補助対象経費 機械装置費、技術導入費、運搬費、専門家経費	○「IoT・AI・ロボットを用いた設備投資」 「IoT・AI・ロボットを用いた設備投資」とは、本事業において設備投資を行うことで、単に従来から行われている単独の機械の自動化(ロボット)やAI(人工知能)技術の活用、工程内の生産管理ソフトの導入でなく、複数の機械等がネットワーク環境に接続され、そこから収集される各種の情報・データ(ビックデータ)を活用して①監視(モニタリング)②保守(メンテナンスサービス)、③制御(コントロール)、④分析(アナライズ)のうち、いずれか2つ以上を行うことをいいます。尚、①～④において、AIやロボットを活用するものも対象となります。	
一般型	標準 (補助上限額:1,000万円)	倍増 (補助上限額:2,000万円)	さらに1.5倍増 (補助上限額:3,000万円)
	・補助率 2/3以内 ・設備投資が必要 (単価50万円(税抜き)以上の設備投資) ・補助対象経費 機械装置費、技術導入費、運搬費、専門家経費	○雇用増・賃上げ実施 ①事業終了時点から遡って6ヵ月間の事業所内の平均賃金が原則前年同期間と比較して5%上げること。 ②事業終了時点から遡って6ヵ月間の事業所内最低賃金グループ(注)の平均金額が原則前年同期間と比較して5%上げること。 ③雇用者を維持・増加させること。	○再賃上げの影響を受ける場合 本年秋の最低賃金改定を機会に、現時点で事業所内最低賃金グループ(注)の平均賃金を大幅に上昇させる場合(10%上昇)に対しては、1.5倍増。 事業終了時点から遡って6ヵ月間の事業所内最低賃金グループ(注)の平均金額が原則前年同期間と比較して10%上げること。
小規模型 (設備投資のみ)	標準 (補助上限額:500万円)	倍増 (補助上限額:1,000万円)	さらに1.5倍増 (補助上限額:1,500万円)
	・補助率 2/3以内 ・設備投資が必要 (単価50万円(税抜き)以上の設備投資) ・補助対象経費 機械装置費、技術導入費、運搬費、専門家経費	○雇用増・賃上げ実施 ①事業終了時点から遡って6ヵ月間の事業所内の平均賃金が原則前年同期間と比較して5%上げること。 ②事業終了時点から遡って6ヵ月間の事業所内最低賃金グループ(注)の平均金額が原則前年同期間と比較して5%上げること。 ③雇用者を維持・増加させること。	○再賃上げの影響を受ける場合 本年秋の最低賃金改定を機会に、現時点で事業所内最低賃金グループ(注)の平均賃金を大幅に上昇させる場合(10%上昇)に対しては、1.5倍増。 事業終了時点から遡って6ヵ月間の事業所内最低賃金グループ(注)の平均金額が原則前年同期間と比較して10%上げること。
小規模型 (試作開発等)	標準 (補助上限額:500万円)		
	・補助率 2/3以内 ・設備投資可能 (必須ではない) ・補助対象経費 機械装置費、原材料費、技術導入費、外注加工費、委託費、知的財産権等関連経費、運搬費、専門家経費、クラウド利用費		

(注)事業所内の最も賃金が低い従業員10%グループ(事業所内の全従業員の10%相当)。